

課税除外とされる土地等の譲渡が公募要件に 該当する事実を証する明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の69第3項第4号から第6号までに規定する土地の譲渡について、公募要件を満たしている事実を明らかにする場合に記載します。
- 2 この明細書は、課税除外とされる土地等の譲渡を公募の方法により行った連結法人ごとに別葉に記載し、その譲渡等に係る土地等が属する一団の宅地、当期において譲渡等を行うこととした土地等の区分ごとに別行で記載します。
- 3 「法人名」欄には、連結親法人の名称を記載し、括弧の中に公募を行った連結法人の名称を記載します。
- 4 「土地の譲渡等の内容1」には、その譲渡等に係る土地等が、令和2年旧措置法第68条の69第3項第4号から第6号までのいずれの号に該当するものであるかを記載します。
- 5 「土地等の種類2」には、その譲渡等に係る土地等の種類を「土地」又は「借地権」のように記載します。
- 6 「一団の宅地の面積4」には、令和2年旧措置法第68条の69第3項第4号から第6号までに規定する開発許可、認定等に係る一団の宅地の合計面積を記載します。
- 7 「同上のうち当期において譲渡等を行うこととした土地等の面積5」の「外書」には、「4」の一団の宅地のうち当期において譲渡等を行うこととした土地等の区画数を記載します。
- 8 「同上のうち当期において公募の対象とした土地等の面積6」の「外書」には、「5」の土地等のうち公募の対象とした土地等の区画数を記載します。
- 9 「同上のうち当期において譲渡等をした土地等の面積7」の「外書」には、「6」の土地等のうち当期において譲渡等をした土地等の区画数を記載します。
- 10 「「5」のうち当期において公募をしないで譲渡等をした土地等の面積8」の「外書」には、「5」の土地等のうち当期において公募をしないで譲渡等をした土地等の区画数を記載します。
- 11 「公募の方法9」には、その土地の譲渡等につき行った公募の方法を、例えば「テレビ広告」、「ラジオ広告」、「新聞広告」、「雑誌広告」、「車内広告」、「折込広告」のように記載します。
- 12 「公募を実施した地域11」には、その土地の譲渡等につき行った公募の対象地域を、例えば「東京都特別区域内」、「〇〇県内全域」のように記載します。
- 13 「応募者の範囲13」には、応募者の範囲につき制限をしている場合に、その制限の内容を記載するとともに、その制限をしている理由を「備考」欄に記載します。
- 14 「一部の土地等につき公募をしなかった理由14」には、その土地の譲渡等のうち公募をしないで譲渡等をした部分がある場合に、その理由を具体的に記載します。
- 15 「令和2年旧措置法令第39条の98第23項に該当する土地の譲渡等の場合15」には、その土地の譲渡等が令和2年6月改正令による改正前の措置法令第39条の98第23項（公募要件に該当する土地の譲渡等）に該当する場合は、その土地等の譲渡対象者を決定した方法を例えば「全組合員のうちから募集して抽選により決定」のように記載してください。